



上場企業関連



第73回

定時株主総会 招集ご通知

ディスクロージャー実務を支援する
PRONEXUS



IPO支援



投信会社関連



開催
日時

平成29年6月28日(水曜日)
午前10時

開催
場所

ホテルJALシティ田町 東京
地下1階「^{らんぼう}鸞鳳の間」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

DISCLOSURE & IR
TOTAL SOLUTION
COMPANY



J-REIT関連

▶ 決議事項のご案内

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件



外国投信・
外国会社関連



アジア進出
企業支援



企業情報
データベース



本招集通知は、PC・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/7893/>



証券コード：7893

株式会社プロネクサス

プロネクサスはこんな会社です。

企業と投資家の皆様をつなぐお手伝い。
それがプロネクサスの使命です。

株主総会でも

株主総会等イベント
運営全般をサポートしています。



決算短信・
有価証券報告書

IRサイト
金融商品サイト

投資信託・J-REIT
運用報告書

IR広告



ご自宅でも

各種投資家向け資料は、
当社の制作物です。

IR資料・
投資信託販売資料

目論見書

ディスクロージャー誌



金融機関でも

目論見書や販売用資料の
作成も、当社が支援しています。

目次



第73回定時株主総会招集ご通知

日時 | 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時

場所 | ホテルJALシティ田町 東京 地下1階「らんぼうの間」

04



議決権行使等についてのご案内

当日株主総会にご出席いただけない場合には、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができます。

行使期限 | 平成29年6月27日(火曜日) 午後5時30分

05



事業報告

当連結会計年度における当社グループの現況、業績、対処すべき課題等を掲載しております。当連結会計年度は増収増益となり、「新中期経営計画2018」の初年度目標を達成いたしました。

09



連結計算書類・計算書類

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.pronexus.co.jp/>) に掲載しております。

32



監査報告書

会計監査人および監査役が実施した監査の結果の内容を掲載しております。

37



株主総会参考書類

本定時株主総会に決議事項として上程させていただく議案の内容を掲載しております。こちらをご高覧いただき、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

40

当社は、招集ご通知および株主総会参考書類の英訳版を、当社ウェブサイト (<http://www.pronexus.co.jp/>) に掲載しております。





株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社はこのたび本招集ご通知を全面リニューアルいたしました。株主総会が株主の皆様との重要な対話の場であることを認識し、当社の概況や業績をより分かりやすくご説明させていただくことで、株主の皆様の期待に応えられる業績と成長の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月6日

東京都港区海岸一丁目2番20号

株式会社プロネクサス

代表取締役社長 上野 剛史



スマートフォン、タブレットで
動画メッセージをご視聴いただけます。



株主の皆様におかれましては、当日のご出席または事前の議決権行使を通じて株主総会にご参加ください。

株主総会にご出席いただく場合



詳細は05ページ

株主総会にご出席願えない場合

郵送による議決権行使



詳細は06ページ

インターネットによる議決権行使



詳細は07ページ

第73回定時株主総会招集ご通知

日 時		平成29年6月28日（水曜日）午前10時
場 所		東京都港区芝浦三丁目16番18号 ホテルJALシティ田町 東京 地下1階「 ^{らんほう} 鸞鳳の間」 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
目的事項	報告事項 	1. 第73期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第73期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項 	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策） 更新の件
議決権行使等 についてのご案内		当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類を ご検討のうえ、郵送またはインターネット等の方法により、 平成29年 6月27日（火曜日）午後5時30分まで に議決権をご行使いただきます ようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類は本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、下記の当社ウェブサイトに記載の事項となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.pronexus.co.jp/>



議決権行使等についてのご案内



株主総会にご出席

開催
日時

平成29年6月28日（水曜日）
午前10時 開始

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

ホテルJALシティ田町 東京 地下1階「^{らんほう}鸞鳳の間」

東京都港区芝浦三丁目16番18号 / TEL (03) 5444-0202

交通	JR ▶ 田町駅 芝浦口より 徒歩約5分
	都営三田線 ▶ 三田駅 A4番出口より 徒歩約10分 (JR田町駅構内経由)
	都営浅草線 ▶



当日ご出席される株主の皆様へ

- ・当日は資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知の末尾に「株主総会会場ご案内図」を掲載しておりますので、併せてご高覧ください。
- ・代理人が株主総会にご出席される場合、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。



インターネットによる議決権行使

行使
期限

平成29年6月27日（火曜日）
午後5時30分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、下記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>

※毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。



QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、左記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



<http://p.sokai.jp/7893/>

スマート招集からも議決権行使サイトにアクセスいただけます。



スマートフォンの場合

- 1 「株主総会に関するお手続き」をクリック



- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

- 3 「ログイン」をクリック



以降は案内にしたがってご入力願います

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

注意事項

議決権行使サイトについて

- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

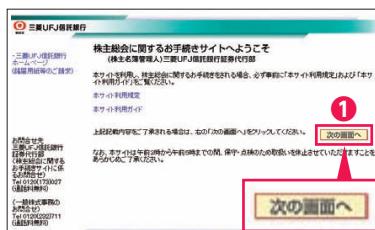
インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- インターネットと郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

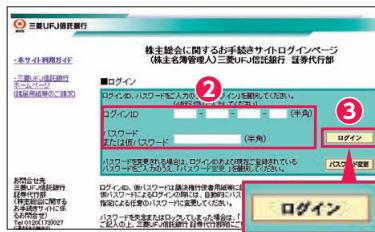
招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

パソコンの場合



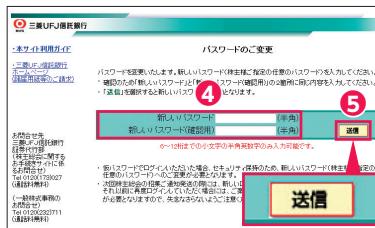
1 「次の画面へ」をクリック



2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



5 「送信」をクリック

6 確認画面が出たら、「確認」をクリック

以降は案内にしたがってご入力願います

(提供書面)



(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

21,556百万円

前期比 2.8%増

営業利益

2,362百万円

前期比 6.1%増

経常利益

2,548百万円

前期比 13.0%増

親会社株主に
帰属する当期純利益

1,804百万円

前期比 7.4%増

「新中期経営計画2018」の進捗

営業利益率

11.0%

計画比 0.1pt増

ROE

8.5%

計画比 0.7pt増

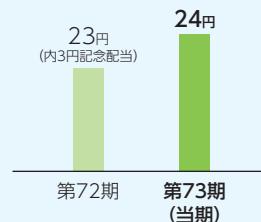
当期より開始しております「新中期経営計画2018」につきましては、初年度の数値目標を全て達成いたしました。また、重視する経営指標として設定しております営業利益率および自己資本利益率（ROE）につきましても、初年度目標を上回る結果となりました。

配当について

当社は、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績が期初予想を上回る水準となったことを勘案し、期初予想から2円増配し、当社普通株式1株につき13円とさせていただく予定です。なお、当社普通配当1株につき11円の間配当を実施しておりますので、この結果、年間配当は24円となります。

配当金の推移



▶ [関連リンク](#) (QRコードを読み取っていただくと、当社株主総会用ウェブサイトへアクセスできます。)



- 「新中期経営計画2018」について
- 株主配当の推移について



1 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景に企業業績や雇用環境が緩やかな回復を続けました。一方、個人消費は回復が遅れ、海外においても中国や新興国の経済減速が続くなど、マイナス要因を払拭するには至りませんでした。当社事業と関連性が高い国内証券市場においては、為替相場における円高傾向などを背景として上半期に株安傾向が続きましたが、昨年11月の米国大統領選挙以降に世界的に株価が上昇し、為替が円安傾向に転じたこともあって日経平均株価は19,000円前後の水準まで回復いたしました。

このような状況のもと、コーポレートガバナンス・コードを背景とした投資家への情報提供強化の動きが一層強まり、引き続き関連製品の売上が増加いたしました。また、J-R E I T市場など金融商品ディスクロージャー分野における受注拡大や、大型のIPO支援の受注なども売上に寄与いたしました。これらの増収が、上場会社のエクイティファイナンス関連書類や広告の減収等のマイナス要因を上回りました。この結果、当連結会計年度の売上高は前期比2.8%増の21,556百万円となり、「新中期経営計画2018」の初年度売上目標を上回りました。

売上原価は、受注増に対応する外注加工費の増加および制作体制の強化に伴う労務費の増加等により前期に比べ345百万円増加いたしました。これにより、売上原価率が前期と同率の59.5%となりました。この結果、売上総利益は前期比2.8%増の8,730百万円となりました。一方、販売費及び一般管理費は、営業体制強化に伴う人員増等により、前期比1.6%増の6,367百万円となりました。この結果、営業利益は前期比6.1%増の2,362百万円となりました。

投資事業組合運用益等を主体とした営業外収益207百万円と営業外費用21百万円を加減し、経常利益は前期比13.0%増の2,548百万円となりました。税金等調整前当期純利益は、特別利益92百万円および特別損失25百万円を計上したことにより、前期比5.9%増の2,615百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比7.4%増の1,804百万円となりました。なお、これらの利益科目はすべて、「新中期経営計画2018」の初年度業績目標を上回っています。

企業集団の製品区分別売上状況は次のとおりであります。

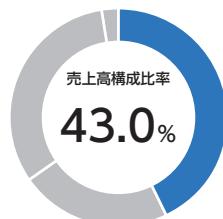
製品区分別の概況

上場会社ディスクロージャー関連

売上高

9,263百万円

前期比 1.5%増

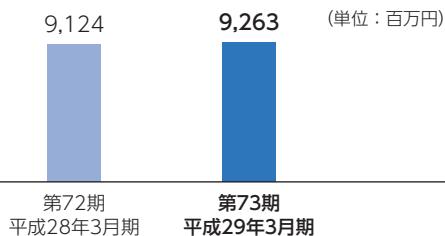


取扱製品

- 株主総会関連書類（招集通知等）作成支援
- 決算関連書類（決算短信、有価証券報告書等）開示業務支援システムの提供
- IPO・ファイナンス関連書類（目論見書等）作成支援

招集通知のカラー化が一層進展したことによる受注単価の上昇、大型のIPO支援の受注に加えて、開示書類作成を支援するシステムサービス・アウトソーシングサービスの拡大による増収が寄与し、エクイティファイナンスや決算関連書類における減収をカバーいたしました。この結果、上場会社ディスクロージャー関連の売上高は、前期比1.5%増の9,263百万円となりました。

なお、本年3月末の国内上場会社数は約3,650社（前期比約50社増）と、3年連続で増加いたしました。

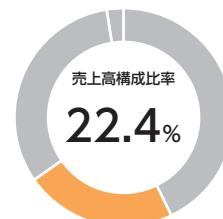


上場会社IR関連等

売上高

4,821百万円

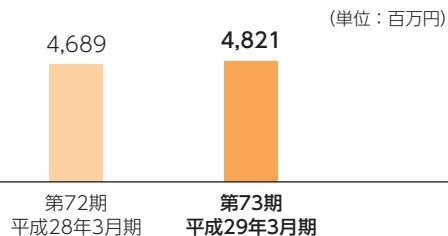
前期比 2.8%増



取扱製品

- IR関連書類（株主通信等）作成支援
- IRサイト構築・更新サービスの提供
- 株主総会運営支援

コーポレートガバナンス・コードの制定を背景として、英文IR（翻訳）サービスやIRサイト構築等のWebサービス、株主総会ビジュアル化サービス等の受注が増加いたしました。これらの増収が株主通信・広告等の減収を上回り、上場会社IR関連等の売上高は、前期比2.8%増の4,821百万円となりました。

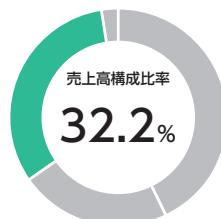


金融商品ディスクロージャー関連

売上高

6,953百万円

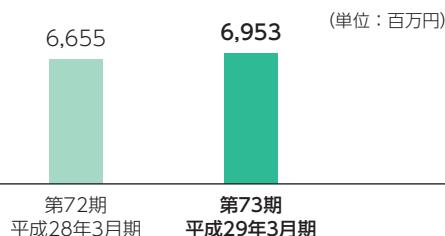
前期比 4.5%増



取扱製品

- 目論見書、有価証券届出書、運用報告書の作成支援
- 投資信託書類作成システムの提供
- 販売用資料・Webコンテンツ制作

J-REIT市場、インフラファンド市場におけるIPOやファイナンスの増加に伴う受注増に加えて、投資信託市場における運用会社の再編に伴う受注増を含め、運用報告書や各種販売用資料、Webサービス、システム関連サービス等の受注増が売上に寄与いたしました。この結果、金融商品ディスクロージャー関連の売上高は、前期比4.5%増の6,953百万円となりました。

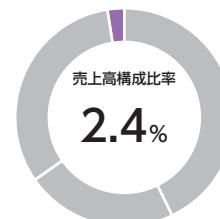


データベース関連

売上高

517百万円

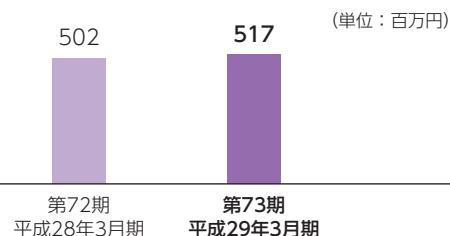
前期比 3.1%増



取扱製品

- 企業情報データベース提供

データベース関連では、既存顧客の契約更新が好調に推移するとともに新規受注も寄与いたしました。この結果、データベース関連の売上高は、前期比3.1%増の517百万円となりました。

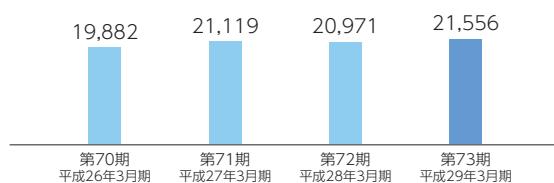


(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第70期 (平成26年3月期)	第71期 (平成27年3月期)	第72期 (平成28年3月期)	第73期 (平成29年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円) 19,882	21,119	20,971	21,556
営業利益	(百万円) 2,107	1,991	2,226	2,362
経常利益	(百万円) 2,246	2,036	2,255	2,548
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円) 1,417	1,358	1,680	1,804
1株当たり当期純利益	(円) 43.63	43.72	56.28	62.12
総資産	(百万円) 27,890	27,478	27,624	28,360
純資産	(百万円) 21,819	20,934	20,852	21,400
1株当たり純資産額	(円) 668.41	693.30	716.79	747.85

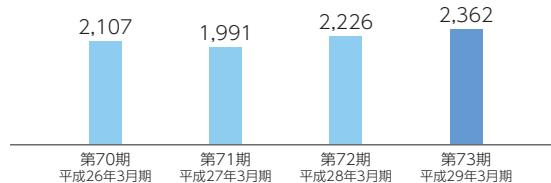
売上高

(単位:百万円)



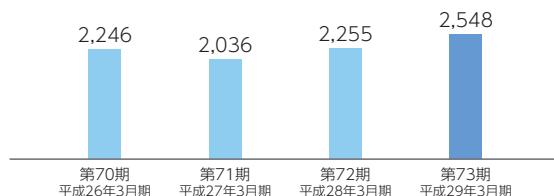
営業利益

(単位:百万円)



経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



(3) 対処すべき課題

当社グループは、制度環境が大きく変化する中、以下の課題に取り組むことにより、事業領域の拡張、競争力・収益力・顧客満足の上昇をおこなってまいります。

- ① 開示に係る制度環境の変化に対応した中核ビジネスの売上・収益維持および拡大
- ② システムサポート・BPOサービスの強化による実務支援領域の拡大
- ③ 金融商品マーケットの多様化と市場拡大に対応した新たなサービス体制の構築
- ④ コーポレートガバナンス・コードの導入に対応したIR支援サービスの強化
- ⑤ 海外投資家の増大と資本市場のグローバル化に対応した英文開示体制の強化
- ⑥ Web化の進展に対応した企画制作体制の強化
- ⑦ アジア市場における日系企業支援サービス体制の構築
- ⑧ 領域拡大に対応する営業支援体制・バックヤードの整備
- ⑨ 印刷設備の安定稼働による内製率のさらなる向上と収益力の向上

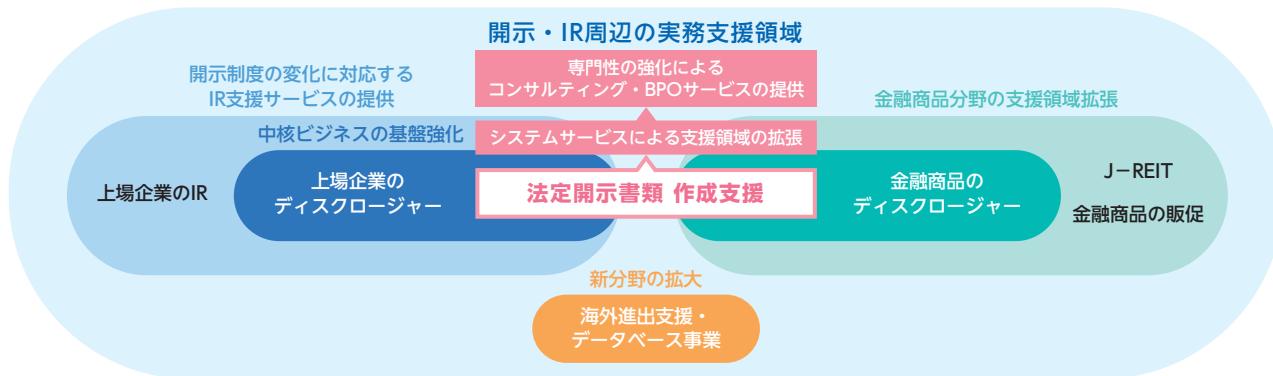
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

「新中期経営計画2018」の概要と進捗状況について

「新中期経営計画2018」による事業領域の拡張イメージ

法定開示書類作成支援の基盤を強化しつつ、実務支援領域を拡大



各分野における重点施策

1 上場企業ディスクロージャーにおける「開示実務プロセス支援」領域の拡大

- システムサービスの機能拡張と導入支援
- BPOサービスの提供

システムサービスと
コンサルティングの
両面でお客様の実務を支援



2 開示制度の変化に対応するサービスの提供

- 英文翻訳体制の強化
- Webサービスの拡大
- IFRS適用に対応する実務支援サービスを強化

制度の変化・ニーズ増と
IT環境の発達に対応した
先駆的なサービスを提供



3 金融商品ディスクロージャーにおける新領域へのサービス拡大

- 投資信託分野における実務支援領域の拡張
- 新しい証券化分野への取り組み
- 金融商品販促支援の強化
- BPOサービスの提供

金融ディスクロージャーを
軸に周辺の実務支援を拡張



4 海外進出支援ビジネスの育成、データベース事業の拡大

- 日系企業のアジア進出支援ビジネスの育成
- 企業情報データベース「eolDB」の拡大

市場ニーズを踏まえた
新領域拡張



5 事業領域拡張を支える社内基盤の構築

- 人材育成等、領域拡張に対応する体制強化
- カラー印刷ラインの強化による生産性・収益力の向上
- M&Aや資本・業務提携を含めた外部リソース活用

社内基盤を強化し全社を
あげて本計画を推進



6 財務戦略

- 収益性の向上と高水準の株主還元を継続

資本効率の向上を重要な
経営課題として位置づけ

営業利益率
12%以上

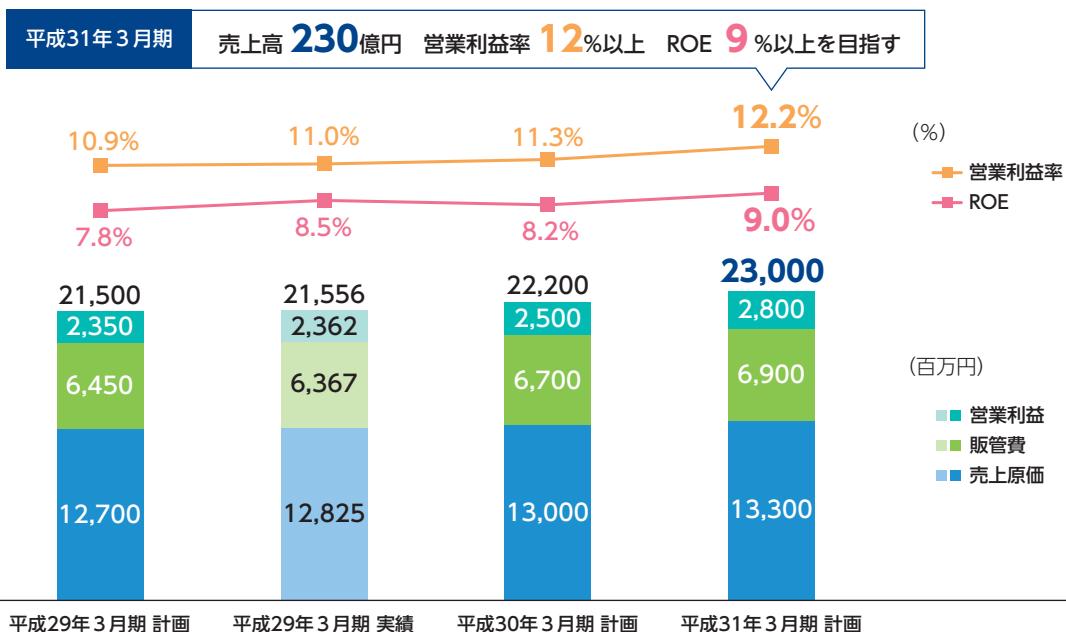
ROE
9%以上

■ 平成29年3月期における進捗状況

初年度の数値目標を達成

売上高	左記の重点施策の推進により、すべての製品区分において増収となりました。
営業利益・ 営業利益率	受注増および体制強化に伴う売上原価・販管費の増加を、コスト削減効果と増収効果が上回りました。
ROE	<p>売上・利益の向上に加えて株主還元により資本効率の向上に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な配当の継続（平成29年3月期 1株あたり24円） ● 平成29年3月末までに自己株式約47万株を取得

「新中期経営計画2018」の数値目標および初年度の実績



(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,529百万円であります。

その主なものは、機械装置の取得347百万円および子会社による土地の取得308百万円、ならびに開示業務支援システム等の開発費用593百万円であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

ディスクロージャー・I Rに係る情報加工の総合サービス

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社アスコミュニケーションズ	30	100.0	データ加工、情報セキュリティ管理およびシステム開発
日本財務翻訳株式会社	80	100.0	開示書類の翻訳
台湾普羅納克廈斯股份有限公司	65 百万新台幣ドル	100.0	日系企業向けB P O事業

(8) 主要な事業所および工場 (平成29年3月31日現在)**① 当社**

- 本社 : 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング
 大阪支店 : 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル
 札幌営業所 : 札幌市中央区北二条西三丁目1番地 敷島ビル
 名古屋営業所 : 名古屋市中区錦二丁目12番14号 MANHYO第一ビル
 広島営業所 : 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル
 福岡営業所 : 福岡市中央区天神二丁目8番30号 天神西通りビジネスセンター
 戸田工場 : 埼玉県戸田市南町6番7号

② 主要な子会社

- 1) 株式会社アスプロコミュニケーションズ
 所在地: 富山県富山市婦中町島本郷10番地8
 2) 日本財務翻訳株式会社
 所在地: 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング
 3) 台湾普羅納克廈斯股份有限公司
 所在地: 台湾台北市信義区基隆路2段51号

(9) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,029名	62名増

(注) 上記使用人数には、嘱託および臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
686名	26名増	39.8歳	11.6年

(注) 上記使用人数には、嘱託および臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200
株式会社三井住友銀行	200
株式会社三菱東京UFJ銀行	200
日本生命保険相互会社	50

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 139,500,000株
- ②発行済株式の総数 33,444,451株
- ③株主数 11,580名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
上野守生	7,763,980	27.13
上野誠子	1,410,780	4.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,250,600	4.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,242,700	4.34
プロネクサス社員持株会	1,226,690	4.29
上野吉生	796,000	2.78
上野剛史	729,720	2.55
峯戸松明子	729,600	2.55
岡田達也	563,200	1.97
上野大介	463,120	1.62

(注) 持株比率は自己株式（4,829,020株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 および 監査役 の 状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	上 野 守 生	日本財務翻訳株式会社 代表取締役会長 株式会社リンガーハット 社外監査役
代表取締役社長	上 野 剛 史	株式会社アスプロコミュニケーションズ 代表取締役社長 台湾普羅納克廈斯股份有限公司 董事長
取締役	渡 辺 八 男	専務執行役員 営業本部長
取締役	川 口 誠	常務執行役員 製造本部長兼品質管理部、NAPS推進室担当
取締役	瀧 正 英	常務執行役員 情報システム本部長
取締役	藤 澤 賢 二	常務執行役員 管理本部長兼法務・コンプライアンス室長
取締役	大和田 雅 博	執行役員 社長室長兼グループ企業担当
取締役	清 水 雄 輔	株式会社キッツ 名誉最高顧問
取締役	長 妻 貴 嗣	三協フロンテア株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	中 野 研 一	
常勤監査役	中 川 幸 三	キーコーヒー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ニッキ 社外監査役
監査役	竹 内 洋	オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 清水建設株式会社 社外取締役
監査役	須 藤 修	須藤綜合法律事務所 パートナー 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外監査役 三井倉庫ホールディングス株式会社 社外監査役 京浜急行電鉄株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役清水雄輔氏および取締役長妻貴嗣氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中川幸三氏、監査役竹内洋氏および監査役須藤修氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、上記社外取締役2名および社外監査役3名を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役中川幸三氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役竹内洋氏は、金融機関の取締役常務執行役員として財務部門を担当するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役須藤修氏は、平成28年6月29日をもって、株式会社アコーディア・ゴルフの社外取締役を退任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役の異動は、次のとおりであります。
平成29年4月1日付で、取締役の担当が次のとおり変更になりました。

氏名	新役職および担当	旧役職および担当
瀧 正 英	取締役 常務執行役員 業務改革システム本部長	取締役 常務執行役員 情報システム本部長

②事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
金子 光 邦	平成28年6月28日	任期満了	社外監査役 港総合法律事務所 弁護士

③当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給員数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	9	193
(うち社外取締役)	(2)	(12)
監査役	5	40
(うち社外監査役)	(4)	(25)
合計	14	234
(うち社外役員)	(6)	(38)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の第57回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度に計上しております役員退職慰労引当金
監査役 4名 1百万円（うち社外監査役 3名 0百万円）
6. 上記のほか、平成28年6月28日開催の第72回定時株主総会決議にもとづき、同総会終結の時をもって退任した社外監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
社外監査役 1名 18百万円
上記役員退職慰労金には、上記③の監査役の報酬等の総額および過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に合わせた監査役の役員退職慰労引当金の繰入額17百万円が含まれております。
7. 平成28年6月28日開催の第72回定時株主総会において、監査役の退職慰労金の打ち切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであります。
なお、支給時期は各監査役の退任時としております。
監査役 3名 14百万円（うち社外監査役 2名 8百万円）
上記打ち切り支給予定額には、上記③の監査役の報酬等の総額および過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた監査役の役員退職慰労引当金の繰入額14百万円が含まれております。

④社外役員に関する事項

1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役清水雄輔氏は、株式会社キッツの名誉最高顧問であります。当社は同社との間に営業上の取引関係があります。
- ・取締役長妻貴嗣氏は、三協フロンテア株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社との間に営業上の取引関係があります。
- ・常勤監査役中川幸三氏は、キーコーヒー株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社ニッキの社外監査役であります。当社はキーコーヒー株式会社との間には特別の関係はありませんが、株式会社ニッキとの間に営業上の取引関係があります。
- ・監査役竹内洋氏は、オールニッポン・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長および清水建設株式会社の社外取締役であります。当社はオールニッポン・アセットマネジメント株式会社との間には特別の関係はありませんが、清水建設株式会社との間に営業上の取引関係があります。
- ・監査役須藤修氏は、須藤綜合法律事務所のパートナー、株式会社バンダイナムコホールディングスの社外監査役、三井倉庫ホールディングス株式会社の社外監査役および京浜急行電鉄株式会社の社外監査役であります。当社は須藤綜合法律事務所との間には特別の関係はありませんが、株式会社バンダイナムコホールディングス、三井倉庫ホールディングス株式会社および京浜急行電鉄株式会社との間に営業上の取引関係があります。

なお、同氏は平成28年6月29日に株式会社アコーディア・ゴルフの社外取締役を退任しておりますが、当社は同社との間に特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 清水雄輔	17回	100%	—	—
取締役 長妻貴嗣	11回	85%	—	—
常勤監査役 中川幸三	17回	100%	14回	100%
監査役 竹内洋	16回	94%	13回	93%
監査役 須藤修	12回	92%	9回	90%

(注) 取締役長妻貴嗣氏および監査役須藤修氏は、平成28年6月28日開催の第72回定時株主総会において新たに取締役または監査役に選任されたため、出席率は就任後の開催回数（取締役会は13回、監査役会は10回）で算出しております。

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役清水雄輔氏および取締役長妻貴嗣氏は、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的におこなっております。

- ・常勤監査役中川幸三氏は、主に財務・会計等に関し、公認会計士および税理士として専門的見地からの発言をおこなっております。
- ・監査役竹内洋氏は、経営に関する豊富な知識・経験にもとづき、その専門的見地からの発言をおこなっております。
- ・監査役須藤修氏は、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地からの発言をおこなっております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツより I F R S（国際財務報告基準）に関する助言等を受けております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

(ご参考)

当社のコーポレートガバナンス体制について

1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は下記の基本方針や経営理念にもとづき、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

1. 基本方針

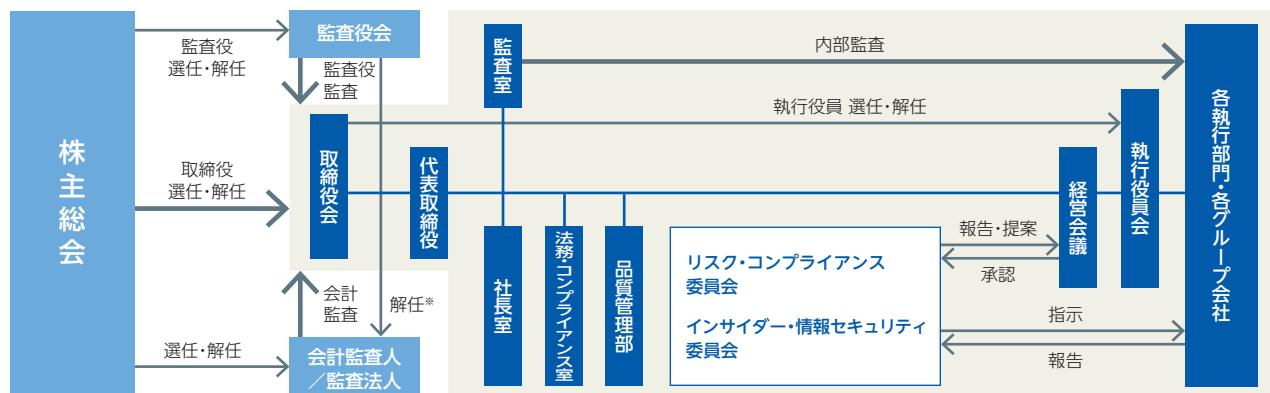
当社は、顧客、株主、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの立場を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。

また、タイムリーかつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、透明性の向上、コンプライアンスおよびリスク管理の徹底を図ることでコーポレートガバナンスを充実させていくことが、経営上の最重要課題のひとつであると考えております。

2. 経営理念

- 1 私たちはプロフェッショナル集団を目指します。
- 2 私たちはお客様に信頼されるパートナーを目指します。
- 3 私たちは法令遵守と情報セキュリティを追求します。
- 4 私たちはグローバルな視点から優れたサービスを創造し続けます。
- 5 私たちは企業市民としての責任に留意し、持続可能な成長を目指します。

当社のコーポレートガバナンスおよび内部管理体制の概要図



※会社法第340条第1項に定める事由による

当社は「プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、当社ウェブサイト上で公開しております。

2 株主等ステークホルダーとの関係

当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得ることを目指し、当社「IRポリシー」にもとづく適切な対応をおこないます。

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、顧客、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの貢献により実現されるものであり、当社は、各ステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努め、経営活動を遂行します。

3 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、「ディスクロージャーポリシー」および「IRポリシー」にもとづき、投資判断に影響を及ぼすべき未公表の重要情報の管理の重要性を認識し、これを厳格に管理します。また、外国人株主に対する平等性の観点から、決算短信、決算説明資料等、主要な開示資料の英語版を提供します。

4 取締役会および監査役会

取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、中長期的な企業価値向上を目指し、当社の経営に関わる重要事項の審議および意思決定ならびに会社の事業、経営全般に対する監督をおこないます。また、取締役会の構成については、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、財務会計、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とし、その員数は10名以内とします。

監査役会は、その期待する役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上含んだ構成とし、その員数は4名以内とします。

5 取締役および監査役

取締役の指名については、当社の幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力にすぐれ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者としております。

監査役の指名については、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格、識見および倫理観を有している者を候補者としております。

社外役員の指名については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびIT等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていることや東京証券取引所の企業行動規範に定める独立性の基準等を考慮し、候補者を決定しております。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 決定内容の概要

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念にもとづく「社会・環境行動基準」を定め、当社の役員および従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させるとともに、教育等を通じてコンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。また、第三者機関による内部通報制度を導入し、不正行為等の早期発見、是正に努める。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる重要な意思決定および報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」にもとづき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止および迅速な対応に努める。また、「事業継続管理規程」を定め、当社事業の継続を確保するための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこなう。また、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、所管する各部門の業務を執行し、その進捗を執行役員会で定期的に報告する。

⑤会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、各グループ会社の状況に応じて必要な管理をおこなう。また、内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

⑦当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

⑧上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社は、社員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。また、監査役は内部監査部門との連携を図るなど、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 運用状況の概要

①コンプライアンス

当社は、全社的なコンプライアンス推進部門である法務・コンプライアンス室を中心に、当社経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづくコンプライアンス意識の維持・向上活動を、全社員を対象に実施しております。当事業年度におきましては、全社員を対象としたコンプライアンス研修を年2回開催するとともに、eラーニングによる理解度確認テストを実施するなど、コンプライアンスに関する理解深耕と意識の醸成に努めております。

②リスク管理

当社は「リスク管理規程」にもとづき、各部門における対応すべきリスクの洗い出し、識別、分析および対応策の検討をリスク管理統括部門である総務部を中心におこなっております。

情報セキュリティに関しては、全社範囲で認証取得しておりますISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の活動のもと、システム単位でのリスクの特定および予防・是正処置の実施を「インサイダー・情報セキュリティ委員会」において検討、決定しております。当事業年度におきましては、全社員に対してのセキュリティ教育の実施や、外部委託先に対しての情報管理の観点から実地調査を実施するなど社員のセキュリティ意識の向上、情報管理体制の強化に努めております。

また、地震など自然災害発生時に従業員の安否が確認できるよう、安否確認システムを導入し、全従業員を対象とした安否確認訓練を毎年実施しております。

③監査役監査

監査役は、取締役会等重要な会議への出席のほか、業務執行に係る重要書類等を確認し、当社および子会社の役員および従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、監査室および法務・コンプライアンス室との情報交換等を通じて緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との意見交換を定期的実施するなど、監査の実効性確保に努めております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をなされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などをおこなう必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取り組みについての概要

当社は、当社が果たすべき基本的使命の確実な遂行によりお客様の高い信頼を得るとともに、事業環境の大きな変化の中で中長期の成長シナリオを描き実現するために、平成28年4月に「新中期経営計画2018」を策定し、以下の重点戦略を推進しております。

- (1) 上場企業ディスクロージャーにおける「開示実務プロセス支援」領域の拡大
- (2) 開示制度の変化に対応するサービスの提供
- (3) 金融商品ディスクロージャーにおける新領域へのサービス拡大
- (4) 海外進出支援ビジネスの育成・データベース事業の拡大
- (5) 事業領域拡張を支える社内基盤の構築
- (6) 事業領域の拡張のための外部リソース活用

これらの取り組みを着実に遂行することにより、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資できると考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成20年4月30日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では平成26年6月27日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、平成29年6月開催予定の当社第73回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっていることから、平成29年4月28日開催の取締役会決議にもとづき、本株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

本プラン継続の背景として、当社事業が企業のディスクロージャー・IR支援という、いわば資本市場の健全な成長に貢献する社会的インフラともいえるべき高い社会性を有していることが挙げられます。当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っております。そうした事業特性がもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランの継続を決定いたしました。

④具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由の概要

1. 基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

2. 株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

3. 会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。また本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識し、諸施策を実施しております。配当につきましては、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針とし、原則30%以上の連結配当性向を基準としております。

当社は会社法第459条の規定にもとづき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を当社定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、業績が期初予想を上回る水準となったことを勘案し、平成29年5月18日の取締役会決議にもとづき、期初予想から2円増配し、当社普通株式1株につき13円とさせていただきます予定です。なお、平成28年10月31日開催の取締役会決議にもとづき、当社普通株式1株につき11円の間配当を実施しておりますので、この結果、年間配当は24円となり、連結配当性向は38.6%となります。

また当社は、株主への利益還元と資本効率の向上に資する自己株式取得を重視しております。当事業年度においても、平成29年1月31日開催の取締役会決議にもとづき、設定した上限株数80万株のうち約47万株の自己株式を取得しました。これにより配当と当事業年度中に取得した約47万株の自己株式を合わせた総還元性向は、71.5%と引き続き高水準にあります。



(ご参考)

連結計算書類等サマリー

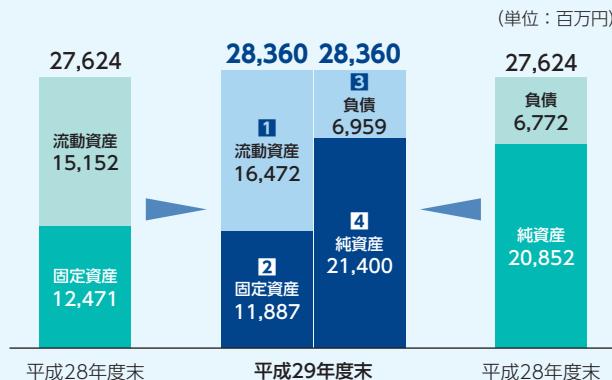
連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

1 流動資産

有価証券の減少、現金及び預金の増加等により、前期に比べ1,319百万円増加し、16,472百万円となりました。

2 固定資産

有形固定資産の増加、投資有価証券の減少等により、前期に比べ583百万円減少し、11,887百万円となりました。



3 負債

未払法人税等の減少、長期借入金増加等により、前期に比べ187百万円増加し、6,959百万円となりました。

4 純資産

剰余金の配当、自己株式取得による減少、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により、前期に比べ547百万円増加し、21,400百万円となりました。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)



▶ [関連リンク](#) (QRコードを読み取っていただくと、当社株主総会用ウェブサイトへアクセスできます。)



- 連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- 株主資本等変動計算書および個別注記表



連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	16,472,363	15,152,600
現金及び預金	10,737,937	7,114,214
受取手形及び売掛金	2,020,425	1,938,498
有価証券	2,751,182	5,291,498
仕掛品	435,571	357,621
原材料及び貯蔵品	8,999	7,065
繰延税金資産	306,424	279,227
その他	212,847	165,643
貸倒引当金	△1,024	△1,168
固定資産	11,887,692	12,471,644
有形固定資産	4,750,601	4,133,389
建物及び構築物	1,472,048	1,432,815
機械装置及び運搬具	781,714	588,715
土地	2,237,050	1,928,689
その他	259,787	183,168
無形固定資産	2,163,310	2,450,805
投資その他の資産	4,973,781	5,887,449
投資有価証券	3,792,051	4,660,413
繰延税金資産	265,406	313,436
その他	939,741	937,473
貸倒引当金	△23,417	△23,873
資産合計	28,360,056	27,624,245

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	3,771,524	3,735,774
支払手形及び買掛金	742,819	657,222
短期借入金	50,000	50,000
未払法人税等	373,480	936,126
賞与引当金	573,990	526,675
その他	2,031,234	1,565,750
固定負債	3,188,452	3,036,303
長期借入金	600,000	300,000
繰延税金負債	572,942	692,416
役員退職慰労引当金	11,083	39,192
退職給付に係る負債	1,692,599	1,675,169
その他	311,827	329,525
負債合計	6,959,977	6,772,078
純資産の部		
株主資本	20,913,009	20,379,873
資本金	3,058,650	3,058,650
資本剰余金	4,683,596	4,683,596
利益剰余金	17,236,350	16,104,331
自己株式	△4,065,587	△3,466,705
その他の包括利益累計額	487,070	472,293
その他有価証券評価差額金	647,289	764,237
為替換算調整勘定	△6,885	3,341
退職給付に係る調整累計額	△153,334	△295,285
純資産合計	21,400,079	20,852,166
負債純資産合計	28,360,056	27,624,245

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	21,556,446	20,971,428
売上原価	12,825,697	12,480,090
売上総利益	8,730,749	8,491,337
販売費及び一般管理費	6,367,768	6,265,005
営業利益	2,362,980	2,226,331
営業外収益	207,637	103,513
受取利息及び配当金	28,069	22,789
持分法による投資利益	34,402	1,600
投資事業組合運用益	75,225	－
その他	69,939	79,123
営業外費用	21,806	74,269
支払利息	3,002	2,639
投資事業組合運用損	－	28,995
その他	18,803	42,634
経常利益	2,548,811	2,255,576
特別利益	92,233	904,437
固定資産売却益	－	904,437
投資有価証券売却益	92,233	－
特別損失	25,541	691,314
固定資産売却損	25,541	617,494
減損損失	－	28,384
投資有価証券評価損	－	45,435
税金等調整前当期純利益	2,615,503	2,468,699
法人税、住民税及び事業税	922,464	1,262,529
法人税等調整額	△111,440	△474,252
親会社株主に帰属する当期純利益	1,804,479	1,680,422

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	15,495,348	14,386,222
現金及び預金	10,018,550	6,556,829
受取手形	25,240	26,964
売掛金	1,991,482	1,908,012
有価証券	2,751,182	5,291,498
仕掛品	238,633	196,469
原材料及び貯蔵品	8,991	7,052
前払費用	213,466	167,292
繰延税金資産	214,889	217,218
その他	33,936	16,053
貸倒引当金	△1,024	△1,168
固定資産	11,003,867	11,692,077
有形固定資産	3,655,509	3,399,108
建物	1,060,806	1,060,787
構築物	19,353	23,675
機械及び装置	774,476	588,049
車両運搬具	7,238	665
工具器具備品	227,944	159,809
土地	1,565,689	1,565,689
建設仮勘定	—	432
無形固定資産	2,185,991	2,430,092
ソフトウェア	2,114,763	2,402,153
ソフトウェア仮勘定	64,227	20,878
その他	7,000	7,060
投資その他の資産	5,162,366	5,862,876
投資有価証券	3,191,550	3,969,118
関係会社株式	1,062,642	888,027
敷金及び保証金	622,888	633,828
施設利用会員権	62,281	65,181
その他	246,420	330,593
貸倒引当金	△23,417	△23,873
資産合計	26,499,216	26,078,299

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	3,398,817	3,569,907
買掛金	905,740	784,739
短期借入金	50,000	50,000
リース債務	47,126	41,361
未払金	752,849	345,982
未払消費税等	102,134	178,603
未払法人税等	232,989	887,018
未払費用	378,614	329,276
前受収益	392,874	385,484
賞与引当金	422,052	389,092
その他	114,434	178,348
固定負債	2,516,533	2,204,301
長期借入金	600,000	300,000
リース債務	74,548	105,227
役員長期未払金	225,400	211,000
繰延税金負債	572,942	692,416
退職給付引当金	1,032,696	855,090
役員退職慰労引当金	—	30,442
その他	10,946	10,124
負債合計	5,915,351	5,774,208
純資産の部		
株主資本	19,936,574	19,539,854
資本金	3,058,650	3,058,650
資本剰余金	4,683,596	4,683,596
資本準備金	4,683,596	4,683,596
利益剰余金	16,259,915	15,264,312
利益準備金	177,336	177,336
その他利益剰余金	16,082,578	15,086,975
固定資産圧縮積立金	1,496,133	1,524,639
別途積立金	12,600,000	12,600,000
繰越利益剰余金	1,986,445	962,336
自己株式	△4,065,587	△3,466,705
評価・換算差額等	647,289	764,237
その他有価証券評価差額金	647,289	764,237
純資産合計	20,583,864	20,304,091
負債純資産合計	26,499,216	26,078,299

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	21,471,648	20,900,682
売上原価	13,179,301	12,597,561
売上総利益	8,292,347	8,303,120
販売費及び一般管理費	6,278,935	6,134,077
営業利益	2,013,411	2,169,042
営業外収益	200,357	150,792
受取利息及び配当金	42,562	32,220
設備賃貸料	39,616	63,637
投資事業組合運用益	75,225	－
その他	42,952	54,933
営業外費用	15,053	68,531
支払利息	3,002	2,639
投資事業組合運用損	－	28,995
その他	12,051	36,896
経常利益	2,198,714	2,251,302
特別利益	146,805	904,437
固定資産売却益	－	904,437
投資有価証券売却益	92,233	－
関係会社株式売却益	54,572	－
特別損失	25,541	702,664
固定資産売却損	25,541	628,844
減損損失	－	28,384
投資有価証券評価損	－	45,435
税引前当期純利益	2,319,979	2,453,075
法人税、住民税及び事業税	751,800	1,202,354
法人税等調整額	△67,422	△447,919
当期純利益	1,635,601	1,698,640

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社プロネクサス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 敬 子 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 勇 治 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄 士 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロネクサスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロネクサス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社プロネクサス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 林 敬 子 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三 井 勇 治 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宇治川 雄 士 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロネクサスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社プロネクサス 監査役会

常勤監査役	中野	研	一	㊟
常勤監査役	中川	幸	三	㊟
監査役	竹内		洋	㊟
監査役	須藤		修	㊟

監査役 中川幸三、竹内 洋及び須藤 修は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



(ご参考)

株主総会参考書類サマリー

本定時株主総会に上程させていただく予定の議案の要旨は以下のとおりです。お手数ですが、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

第1号議案 取締役9名選任の件

当社では、取締役の信任を毎年株主の皆様にお諮りするため、当社定款により取締役の任期を1年と定めております。つきましては、本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となることから、下記の【取締役候補者の指名方針・手続】にもとづき、取締役9名の選任をお願いするものです。

【取締役候補者の指名方針・手続】 * 「プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン」より抜粋

当社の幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力にすぐれ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者として指名し、取締役会にて決定しております。

また、社外役員候補者については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびIT等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていること、ならびに当社で定める独立性判断基準を考慮しております。

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

平成26年6月に株主の皆様よりご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」につきまして、有効期間である3年が経過することに伴い、その更新についてお願いするものです。今回の更新に伴う基本的な枠組みについての変更はありませんが、本対応策に定める独立委員会委員1名が有効期間満了をもって退任するため、新たに1名を委員として選任いたしました。

▶ **関連リンク**（QRコードを読み取っていただくと、当社株主総会用ウェブサイトへアクセスできます。）



- プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン
- 買収防衛策の継続について（平成29年4月28日付適時開示資料）



株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当
1	うえの もりお 上野 守生	再任	取締役会長
2	うえの たけし 上野 剛史	再任	代表取締役社長
3	わたなべ やつお 渡辺 八男	再任	取締役 専務執行役員 営業本部長
4	かわぐち まこと 川口 誠	再任	取締役 常務執行役員 製造本部長 兼 品質管理部、NAPS推進室担当
5	たき まさひで 瀧 正英	再任	取締役 常務執行役員 業務改革システム本部長
6	ふじさわ けんじ 藤澤 賢二	再任	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 法務・コンプライアンス室長
7	おおわ だまさひろ 大和田雅博	再任	取締役 執行役員 社長室長 兼 グループ企業担当
8	しみず ゆうすけ 清水 雄輔	再任	社外取締役
9	ながつま たかつぐ 長妻 貴嗣	再任	社外取締役

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

候補者
番号

1

うえの もりお
上野 守生

(昭和14年11月5日生)

再任

所有する当社の株式数
7,763,980株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和41年 1月	当社入社 常務取締役	平成23年 5月	株式会社リンガーハット 社外監査役 (現任)
昭和51年 1月	当社代表取締役社長	平成25年 4月	日本財務翻訳株式会社 代表取締役会長 (現任)
平成20年 6月	当社代表取締役社長 兼 CEO	平成27年 6月	当社取締役会長 (現任)
平成22年 6月	当社代表取締役会長		

取締役候補者とした理由

上野守生氏は、当社の前社長として30年以上にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言をおこなっており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

うえの たけし
上野 剛史

(昭和45年 1月30日生)

再任

所有する当社の株式数
729,720株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成 9年 6月	当社入社	平成20年 6月	当社代表取締役副社長 兼 COO
平成11年10月	当社営業本部電子開示推進室長	平成22年 5月	株式会社アスプロコミュニケーションズ 代表取締役社長 (現任)
平成12年 6月	当社取締役	平成22年 6月	当社代表取締役社長 (現任)
平成16年 4月	当社常務取締役	平成26年 7月	台湾普羅納克廈斯股份有限公司 董事長 (現任)
平成17年 6月	当社専務取締役		
平成19年 6月	当社取締役副社長		

取締役候補者とした理由

上野剛史氏は、入社以来10年以上にわたり法定開示書類の電子化やデータベース事業など、現在の当社事業の大きな柱となる新分野を立上げ、陣頭指揮を執ってまいりました。また、当社社長就任後は海外事業進出や現在進行中の「新中期経営計画2018」の策定を推進するなど企業価値向上に資する様々な経営課題に着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

3

わたなべ やつお
渡辺 八男

(昭和28年1月21日生)

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和48年 3月	当社入社	平成20年 4月	当社常務取締役
平成11年 4月	当社営業本部カスタマサービス部長		ディスクロージャー営業本部長
平成12年 6月	当社取締役	平成20年 6月	当社取締役 専務執行役員
平成15年 6月	当社常務取締役		営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

所有する当社の株式数
103,800株

渡辺八男氏は、入社以来営業部門や制作部門に携わるなど、幅広い業務経験および知識を有しており、現在は営業本部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

4

かわぐち まこと
川口 誠

(昭和31年3月2日生)

再任



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和51年 4月	当社入社	平成23年 4月	当社取締役 常務執行役員
平成18年 6月	当社取締役		制作本部長 兼 制作部長
	ディスクロージャー営業本部DTP制作部長	平成25年 6月	当社取締役 常務執行役員
平成20年 6月	当社取締役 常務執行役員		製造本部長 兼 品質管理部、NAPS推進室担当 (現任)
	カスタマサービス本部長		

取締役候補者とした理由

所有する当社の株式数
61,800株

川口誠氏は、入社以来制作・製造部門に携わり、一連の製造に関する豊富な経験および知識を有しており、現在は製造本部長として当社戸田工場の生産効率向上や品質管理体制の構築に寄与しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

5

たき
瀧まさひで
正英

(昭和34年5月9日生)

再任



所有する当社の株式数
35,200株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成9年12月	当社入社 営業本部情報システム部長	平成24年4月	当社取締役 常務執行役員 情報システム本部長 兼 品質管理部 担当
平成18年6月	当社取締役 情報システム室長	平成26年6月	当社取締役 常務執行役員 情報システム本部長
平成20年4月	当社取締役 情報システム部、ISO推進室 (ISMS) 担当	平成29年4月	当社取締役 常務執行役員 業務改革システム本部長 (現任)
平成20年6月	当社取締役 常務執行役員 情報システム本部長 兼 ISO推進室 (ISMS) 担当		

取締役候補者とした理由

瀧正英氏は、長年にわたって情報システム関連業務に携わり、ITに関する高度な知識および経験を有しております。現在は業務改革システム本部長として情報セキュリティの強化やITを活用した全社横断的な業務改革を推進しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

ふじさわ
藤澤けんじ
賢二

(昭和33年7月18日生)

再任



所有する当社の株式数
4,600株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成23年4月	株式会社タイトー 総務人事本部長	平成26年10月	当社管理本部 副本部長 兼 法務・コンプライアンス室長
平成26年4月	当社入社 管理本部 副本部長	平成27年6月	当社取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 法務・コンプライア ンス室長 (現任)

取締役候補者とした理由

藤澤賢二氏は、前職より人事制度設計やコンプライアンス体制の整備に取り組むなど、総務・人事分野での豊富な経験および知識を有しております。現在は管理本部長として情報管理体制の強化や人材育成を推進しており、当社コーポレートガバナンスのさらなる推進・強化が期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

お お わ だ ま さ ひ ろ
大和田 雅博

(昭和27年9月22日生)

再任



所有する当社の株式数
27,000株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成13年 2月	当社入社	平成20年 6月	当社取締役 執行役員
平成14年 4月	当社営業本部総合企画室長		社長室長 兼 グループ企業担当、 法務・コンプライアンス室担当、 内部統制推進室担当
平成15年 5月	当社社長室長		
平成18年 6月	当社取締役 社長室長	平成22年 4月	当社取締役 執行役員 社長室長 兼 グループ企業担当 (現任)
平成19年 7月	当社取締役 社長室長 兼 グループ企業担当、 法務・コンプライアンス室担当		

取締役候補者とした理由

大和田雅博氏は、入社以来経営企画、IR等の業務に携わり、豊富な知見を有しております。現在は社長室長として当社成長戦略の立案、推進のほか、グループ会社管理の中核を担っており、当社グループ経営に貢献することが期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

し み ず ゆ う す け
清水 雄輔

(昭和16年1月31日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和41年 4月	株式会社日本経済新聞社入社	昭和60年 6月	同社代表取締役社長
昭和48年 4月	株式会社北澤バルブ（現株式会社 キッツ）入社	平成13年 6月	同社代表取締役会長
昭和50年 4月	同社取締役伊那工場長	平成20年 6月	同社最高顧問
昭和52年 6月	同社常務取締役	平成22年 6月	当社社外取締役（現任）
		平成23年 7月	株式会社キッツ名誉最高顧問 (現任)

社外取締役候補者とした理由

清水雄輔氏は、経営者としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。



【略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況】

平成4年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	平成8年6月	同社専務取締役経営企画部長
平成6年1月	三協フロンテア株式会社入社	平成13年6月	同社代表取締役専務営業推進本部長
平成7年6月	同社取締役経営企画部長 兼 営業本部地方ブロック統括	平成14年6月	同社代表取締役社長（現任）
		平成28年6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

所有する当社の株式数
一株

長妻貴嗣氏は、現在企業の代表取締役社長を務めており、企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 清水雄輔氏および長妻貴嗣氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 清水雄輔氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年であります。
 4. 長妻貴嗣氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 5. 当社と清水雄輔氏および長妻貴嗣氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は清水雄輔氏および長妻貴嗣氏との当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、清水雄輔氏および長妻貴嗣氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。両氏はそれぞれ一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、同取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしております。なお、両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

当社は、平成20年4月30日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では平成26年6月27日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、平成29年4月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

本プランを決定した上記取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

なお、本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりですが、基本的な枠組みについての変更はございません。

- ①独立委員会委員である村瀬光正氏が、現プランの有効期間満了をもって当該委員を退任するため、新たに委員として、忍田卓也氏を選任いたしました。なお、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。略歴につきましては、別紙2「独立委員会委員の略歴」をご参照ください。
- ②その他一部語句の修正、文言の整理等をおこないました。
つきましては、本プランの更新につきましてご承認をお願いするものであります。

1. 本プランの目的・必要性

当社が本プランを継続する重要な背景として、当社事業特有の高い社会性があります。当社がお客様から受注するディスクロージャー書類の多くは、投資家が適切な投資判断をおこなうために法律・制度で定められたものであり、その内容の適正性や納期の厳格性は、一般の印刷物と大きく異なります。このため当社は、いわば資本市場に直結した一種の社会的インフラの一翼を担っているといえます。従って、当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っています。また、有価証券報告書等の主要開示書類において当社が50%以上のシェアを保有しているため、その影響は極めて大きなものがあります。

当社は、こうした事業特性が必然的にもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外監査役、または社外の有識者で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時適切に情報開示をおこなうことにより透明性を確保することとしております（独立委員会規程の概要は別紙1のとおりです。また、本プランの更新時において就任が予定される独立委員会委員の略歴は別紙2のとおりです。）。

当社株式における役員およびその関係者の株式保有比率は、当社が把握する限りにおいて、約40%となっております。しかしながら、当社は公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思にもとづく取引等により当社株式が譲渡されるのはもちろんのこと、株主それぞれの事情により譲渡、処分、相続等がなされ、結果として当社役員およびその関係者の株式保有比率が低下あるいは分散化が進んでいく可能性を否定することはできません。

また、今後の事業拡大等に伴い設備資金等の調達が必要となった際、その調達方法は必ずしも金融機関からの借入れ等のみならず、資本市場からの調達も有力な選択肢となり、その場合には各株主の株式保有比率が希釈化される可能性もございます。

これらの事情を鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が大きく増し、今後当社株式に対する企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為等がなされる可能性が否定できないものであります。なお、当社は現時点において、当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付け、またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。係る行為を以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等をおこない、またはおこなおうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

なお、「意向表明書」をはじめ、買付者等から当社にご提供いただく書面はすべて日本語により表記していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数および「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（注9）

（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めつつ、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等をおこなった後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者がすでに保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取り決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先および資本市場関係者その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、買付者等に対し情報提供の期限を設定することがあります。また、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適時適切に開示いたします。

当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、直ちにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知をおこなった後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等をおこなうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時適切に株主の皆様が開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告をおこなうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した第三者（弁護士、公認会計士、投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、直ちに情報開示いたします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記2.(1)本プランに係る手続きを遵守しなかった場合、または別紙3に掲げる類型等を斟酌して、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められるため、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から直ちに対抗措置の発動または不発動の決議をおこなうものとします。

当社取締役会は、上記の決議をおこなった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、直ちに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示をおこないます。

⑦対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告にもとづき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止をおこなうものとします。当社取締役会は、上記決議をおこなった場合、直ちに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示をおこないます。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議にもとづき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てをおこなうこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議をおこなった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社定款上取締役の任期は1年でありますので、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であるほか、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示をおこないます。

3. 本プランの合理性

(1) 基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

(2) 株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(3) 会社役員の状態の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。

また本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体はおこなわれません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てをおこなう場合には、別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をおこなった場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は新株予約権が無償にて割当てられ、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります（その際には一定の金銭の払込みをおこなっていただきます。）。ただし、当社が取得条項を付した本新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権を行使していただくことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議がおこなわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則にもとづき、適時適切に開示または通知をおこないますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後において、これらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者に含まれる者を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたと者を含みます。以下同じとします。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的に、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役または(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議にもとづき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの廃止および変更
 - (4) その他本プランに関連する相当な範囲において当社取締役会が独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれをおこなうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

忍田 卓也（おしだ たくや）

- 平成7年4月 弁護士登録
- 平成11年9月 ヘインズ・アンド・ブーン法律事務所入所
- 平成12年1月 ニューヨーク州弁護士登録
- 平成12年7月 あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
- 平成15年1月 同事務所パートナー（現在に至る）

須藤 修（すどう おさむ）

- 昭和55年4月 弁護士登録
- 平成11年6月 須藤・高井法律事務所パートナー
- 平成17年9月 株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役（現任）
- 平成23年6月 三井倉庫株式会社（現 三井倉庫ホールディングス株式会社）社外監査役（現任）
- 平成26年5月 須藤綜合法律事務所開設（現在に至る）
- 平成28年6月 当社社外監査役（現任）
京浜急行電鉄株式会社社外監査役（現任）

中川 幸三（なかがわ こうぞう）

- 昭和55年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 昭和60年2月 公認会計士登録
- 平成23年10月 中川幸三公認会計士事務所所長（現在に至る）
- 平成23年12月 税理士登録
- 平成24年6月 当社常勤社外監査役（現任）
- 平成25年6月 株式会社ニッキ社外監査役（現任）
- 平成27年6月 キーコーヒー株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得をおこなっているまたはおこなおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等をおこなうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。））、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除く。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等をおこなう場合は、所要の調整をおこなうものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者（注11）、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者（注12）、(4)特定大量買付者の特別関係者もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

(注11) 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。）をおこなう旨の公告をおこなった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

株主総会会場ご案内図

ホテルJALシティ田町 東京 地下1階「^{らんほう}鸞鳳の間」
東京都港区芝浦三丁目16番18号 / TEL (03) 5444-0202



交通

JR

田町駅

芝浦口より

徒歩約5分

都営三田線

三田駅

都営浅草線

A4番出口より
(JR田町駅構内経由)

徒歩約10分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマホがご案内します。

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄駅からナビ誘導



スマートフォンで
QRコードを読み取り下さい
目的地入力不要です!!



ディスクロージャー実務を支援する
PRONEXUS

この招集ご通知は、当社が開発した
PRONEXUS WORKS (カラー対応版)
により作成したものであります。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。